

# 新長期総合計画及び新国土利用計画策定基本方針

## 新長期総合計画

### 1 計画策定の趣旨

現計画は、基本目標を「会津ブランドをいかした元気なまちづくり」と定め、平成 23 年度までの 10 年間で計画の期間として策定されたものであり、「豊かな自然の中で人が輝いて生きていく『共生のまち』会津若松」をはじめとする 6 つのまちづくりビジョンと、「美しい環境のまちづくり戦略」をはじめとする 4 つのまちづくり重点戦略に基づき、現在まで鋭意、その推進に努めてきたところである。

その後、本市は、平成 16 年 11 月に北会津村と、また、昨年 11 月には河東町と合併して、新生会津若松市としてスタートしたところであり、合併後の新市として、新たな人口・経済フレームや土地利用方針のもとに、長期的かつ総合的なビジョンを速やかに策定し、一体化を図るとともに、新たなまちづくりを進めていく必要がある。

また、合併協定においても、総合計画については、「新市において、新たに計画を策定し、それまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。」としており、新市の全ての行政分野についての計画を策定する必要があるため、新たに長期総合計画を策定するものである。

### 2 計画の性格

新計画は、今日的な現状と課題を踏まえつつ、長期的な視点と展望に立って、本市の将来に関する基本的な方向と目標を明らかにし、市政運営の指針とするものであって、個別の計画や施策に一定の方向性を与え、相互に整合性を確保するための上位計画としての性格を有するものである。

新計画の策定にあたっては、合併前の各市町村の長期総合計画及び合併の際に策定したそれぞれの新市建設計画を尊重し、その趣旨・内容を配慮して検討・策定することとする。

なお、合併によって、基本構想のうち、まちづくりの基本的な指標（人口・経済フレーム、土地利用の方針とランドデザイン）等に変更があるため、現計画の改訂という位置づけではなく、新たな枠組みで新たな計画を策定するものである。

### 3 計画の名称

現計画は、まちづくりは過去から現在、そして将来へと熱い思いを語り継ぎ、夢を形にしていく物語であることから、愛称を「会津まちづくり物語」としたところであるが、新計画の名称としては、あくまでも計画の内容に合致したものにすべきであり、計画の全体像が見えてきた段階（遅くとも総合計画審議会諮問案の作成時）に、名称案を決定する。

- 〔参考〕昭和 46 年(1971 年)2 月策定 『昭和 60 年をめざす街づくり計画』  
昭和 55 年(1980 年)9 月策定 『昭和 60 年をめざす街づくり計画(改)』  
昭和 61 年(1986 年)9 月策定 『新まちづくり計画 - 歴史・自然と未来の調和をめざして - 』  
平成 6 年(1994 年)3 月策定 『会津若松市長期総合計画 - まちづくり 21 - 』  
平成 14 年(2002 年)3 月策定 『第五次会津若松市長期総合計画 会津まちづくり物語  
元気・創造』

#### 4 計画の構成

新計画は、「基本構想」「基本計画」及び「地域別将来展望」の 3 部構成とする。

なお、「基本計画」に盛り込まれた施策の実施にあたっては、それぞれに個別の計画により、その具現化を図っていくものとする。

##### (1) 基本構想

基本構想は、市民が快適で豊かに暮らすことのできるまちづくりを進めるための、長期的な目標であり、市民とともに目指すべき将来像と、それを達成するための施策の大綱を明らかにするものである。社会・経済動向、主要課題、将来像及び基本目標、基本指標(人口・世帯数・経済・土地利用構想) 施策の大綱等で構成する。

##### (2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示された施策の大綱を具現化し、まちづくりを進めていく上で、本市の行財政運営を総合的かつ計画的に執行するための基本指針であり、今後の施策の方向を体系的に明らかにするものである。

##### (3) 地域別将来展望

地域別将来展望は、地域の現状と課題を踏まえ、合併して新市域となった北会津地域及び河東地域も含めて地域の特性を活かした整備や発展の方向を明らかにするものである。

#### 5 計画の期間

長期総合計画は、これまでも期間の途中で見直しがなされてきた経過にあるものの、市政運営上、最上位の計画であり、市の目指すべき方向を包括的かつ中長期的に示すべきものであることから、10 年間の期間を設定し、平成 19 年度を初年度として、平成 28 年度を最終目標とする。

ただし、毎年度進捗状況を把握するとともに、昨今の社会経済の変化に柔軟に対応するため、進捗状況等を踏まえながら必要に応じて見直しを行うこととする。

#### 6 計画策定の作業日程

平成 17 年度及び平成 18 年度の 2 ヶ年とする。

# 新国土利用計画

## 1 計画策定の趣旨

本市の国土利用計画は、昭和 60 年度の「新まちづくり計画」策定に伴い、最初の策定が行なわれ、平成 13 年度の第 5 次長期総合計画「会津まちづくり物語」の策定に伴い、3 回目の策定が行なわれている。長期総合計画とともに、長期的な視点に立った総合的な市土の利用に重要な役割を果たしてきた。

現在の国土利用計画は、平成 10 年を基準年次とし、目標年次を平成 23 年に定めているが、平成 16 年 11 月に北会津村と、また、昨年 11 月には河東町と合併して、新生会津若松市としてスタートしたところであり、合併後の新市として、新たな土地利用方針のもとに、一体化を図るとともに、新たなまちづくりを進めていく必要がある。

そこで新生会津若松市の土地利用の長期的ビジョンとして、新たな国土利用計画を策定するものである。

## 2 計画の年次

新長期総合計画との関連から、基準年次を平成 15 年とし、目標年次を平成 28 年とする。

## 3 計画の構成

新国土利用計画は、国土利用計画法施行令第 1 条第 3 項に基づき、次の事項を定める。

- (1) 市土の利用に関する基本構想
- (2) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- (3) 前項に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

## 4 計画策定の作業日程

平成 17 年度及び 18 年度の 2 ヶ年とする。

# 新長期総合計画及び新国土利用計画の策定体制

## 1 計画策定の基本的な考え方

現計画の策定にあたっては、民間の研究機関に委託せず、市自らが策定したところであり、今回も自前による策定とし、以下の組織を中心として、市民の意向を十分に反映しながら策定業務にあたるものとする。

ただし、市民参加によるワークショップの開催・運営等については、シンクタンクふくしまへの委託により対応するものとする。

なお、国土利用計画については、県計画を基本とし、地方自治法第2条第4項の基本構想に即するものでなければならない（「国土利用計画（市町村計画）の策定指導について」）ことから、「新まちづくり計画」「まちづくり21」「会津まちづくり物語」計画策定と同様、新長期総合計画との整合性を図るため、策定体制を新長期総合計画等策定委員会の組織に位置づける。

## 2 計画策定の組織

### (1) 総合計画審議会（会津若松市総合計画審議会条例による。）

市政に関心を持つ市民、各種団体の代表者、学識経験者及び関係行政機関の職員16名以内で、市長が委嘱した者により構成する組織。

市長の諮問に応じ、新長期総合計画について調査審議し、その結果を市長へ答申する。

### (2) 地域審議会（北会津地域審議会規程及び河東地域審議会規程による。）

市政に関心を持つ市民、各種団体の代表者及び学識経験者10名以内で、市長が委嘱した者により構成する組織。

市長の諮問に応じ、それぞれの地域に係る基本構想について調査審議し、その結果を市長へ答申する。

### (3) 新長期総合計画等策定委員会（会津若松市新長期総合計画等策定委員会設置要綱による。）

市長、助役、収入役、水道事業管理者、教育長、市長部局の部長及び教育次長により構成する組織（別表1）。

会津若松市議会に提案する新長期総合計画案及び新国土利用計画案の検討並びに決定を行なう。

### (4) 新長期総合計画策定連絡会議（同上）

市長部局、教育委員会及び水道部の企画副参事並びに支所長を構成員とする組織（別表2）。基本構想案及び基本計画案の検討並びに当該案の策定に係る庁内の連絡調整を行う。

(5) 新国土利用計画等策定連絡会議（同上）

市長部局、教育委員会、農業委員会及び水道部の関係課長等を構成員とする組織（別表3）、地域別将来展望案及び新国土利用計画案の検討並びに当該案の策定に係る庁内の連絡調整を行なう。

(6) 新長期総合計画等策定専門部会（同上）

新長期総合計画策定連絡会議及び新国土利用計画等策定連絡会議が指定する課の職員を構成員とする組織。

基本構想案、基本計画案、地域別将来展望案及び新国土利用計画案の策定を行なう。

なお、原案策定のための調査、研究を行なうにあたっては、若手職員の積極的な活用に努めるものとする。

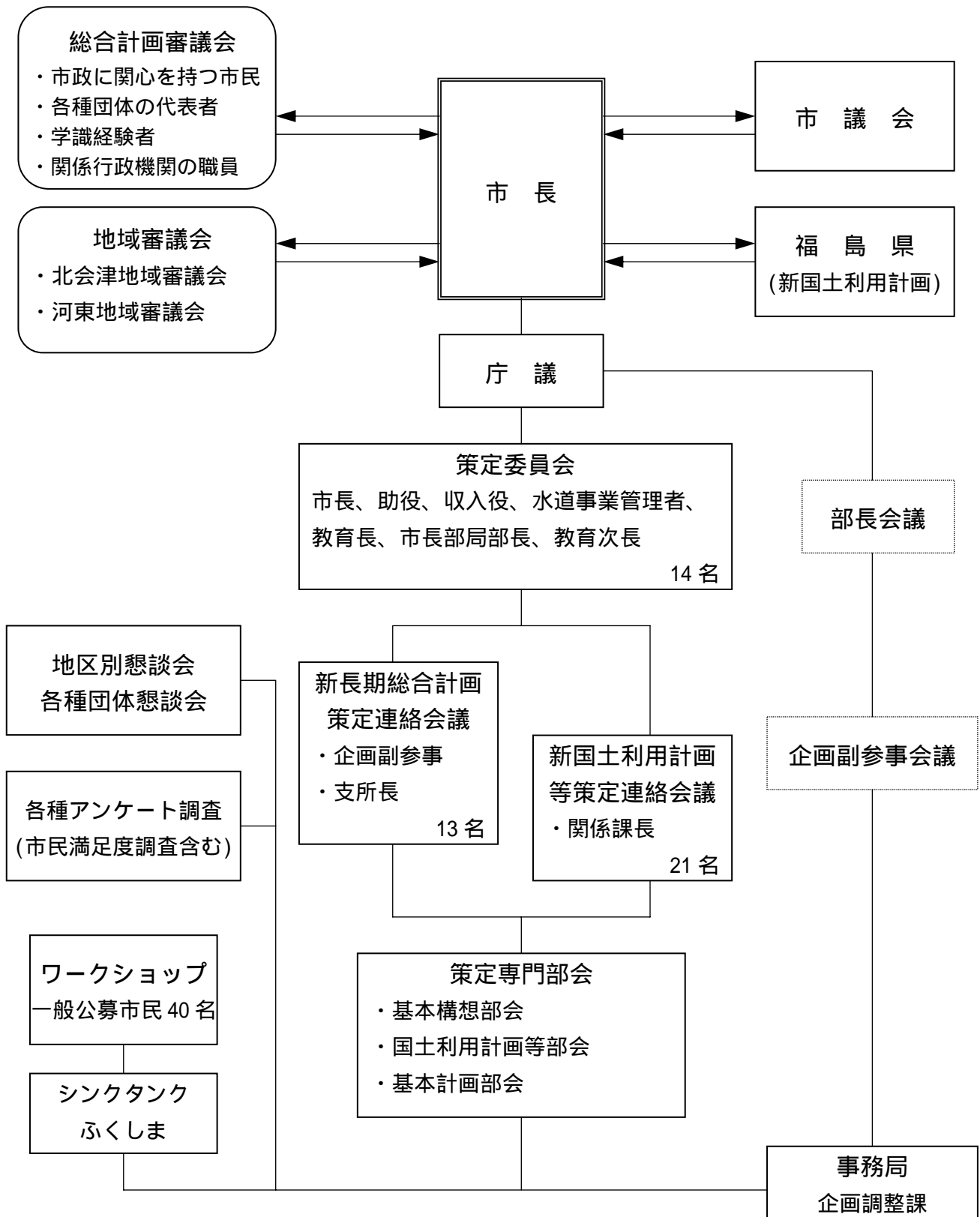
(7) シンクタンクふくしま

市と委託契約を締結した研究機関で、市民参加によるワークショップの開催、運営等にあたる。

(8) 事務局

上記組織の庶務を処理する組織で、企画政策部企画調整課があたる。

### 3 計画策定組織の体系



別表 1 新長期総合計画等策定委員会

市長	企画政策部長
助役	財務部長
収入役	総務部長
水道事業管理者	市民部長
教育長	健康福祉部長
	観光商工部長
	農政部長
	建設部長
	教育次長

別表 2 新長期総合計画策定連絡会議

企画政策部企画副参事	水道部企画副参事
財務部企画副参事	北会津支所長
総務部企画副参事	河東支所長
市民部企画副参事	
健康福祉部企画副参事	
観光商工部企画副参事	
農政部企画副参事	
建設部企画副参事	
教育委員会企画副参事	

別表 3 新国土利用計画等策定連絡会議

企画調整課長	区画整理課長
地域振興課長	下水道課長
環境生活課長	道路建設課長
防災安全課長	建築課長
社会福祉課長	教育委員会総務課長
観光課長	教育委員会生涯学習課長
商工課長	農業委員会事務局次長
農政課長	水道部総務課長
農林課長	北会津支所まちづくり推進課長
都市計画課長	河東支所まちづくり推進課長
花と緑の課長	

# 新長期総合計画・国土利用計画策定スケジュール

## 【現計画の点検・各種アンケート調査】

